

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護のために、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用について、費用を負担することが困難である者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判請求費用の助成の対象者は、審判請求を行った者（以下、「申立人」という。）のうち、第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 後見人等報酬費用の助成の対象者は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された者（以下「被後見人等」という。）のうち、原則として豊田市に住民登録され、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等を受けている者
- (3) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）で規定する要件に該当する者
- (4) その他市長が認める者

(審判請求費用等の助成)

第3条 助成対象費用は、審判の請求に要する費用及び後見人等と成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部とする。

2 審判請求費用の助成については、被後見人等が原則として豊田市に住民登録され、かつ前条第2項各号のいずれかに該当する者であること。また、後見人等が付されなかった場合は、助成を行わないこととする。

3 被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合には、報酬についての助成を行わないこととする。

4 助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等と後見監督人等を助成の対象とする。

(助成額の範囲)

第4条 審判の請求に要する費用は、これに要した費用に相当する額とする。

2 後見人等と後見監督人等の報酬に対する助成は、家庭裁判所が報酬額として審判した金額とする。ただし、報酬助成金額は、後見人等又は後見監督人等一人あたり、厚生労働省の定める社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その

他の者については月額28,000円（家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。）を限度とする。

（審判請求費用の助成方法）

第5条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第2号により申立人に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成方法）

第6条 後見人等と後見監督人等の報酬の助成を受けようとする者は、様式第3号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

（審判請求費用等の支払）

第7条 第5条及び前条の規定により、助成の決定を受けた者は、様式第5号により、審判請求費用等をすみやかに市長に請求するものとする。

2 市長は、請求があった日から30日以内に審判請求費用等を前項の請求を行った者が指定する金融機関の口座に支払うものとする。

（後見人等の報告義務）

第8条 後見人等報酬費用の助成を受けている者の後見人等及び後見監督人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

（後見人等報酬費用の返還）

第9条 市長は、不正な手段により報酬費用の助成を受けた後見人等及び後見監督人等があるときは、その後見人等及び後見監督人等から助成した報酬費用を返還させることができる。

（後見人等報酬費用助成の中止）

第10条 市長は、後見人等報酬費用助成の対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、助成金の受給資格を中止する。（豊田市が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている場合、その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く）

（情報の取り扱い）

第11条 市長は、申立人及び被後見人等又は後見人等の同意を得たうえで、被後見人等

に必要な支援を行うことを目的として、本事業に係る情報を豊田市成年後見支援センターに提供できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

豊田市成年後見制度利用支援事業（審判申立費用助成）交付申請書

豊田市長 殿

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請日	年 月 日		
申請者 (申立人)	フリガナ氏名	印	被後見人等との関係 本人・配偶者・親・子 その他()
	住所	〒 _____ 電話番号()	
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 3 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱で規定する要件に該当する者 4 その他市長が認める者		

被後見人等	フリガナ氏名	後見等の類型	後見・保佐・補助
		生年月日	年 月 日
	住所	〒 _____ 電話番号()	
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 _____ 電話番号()	
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 3 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱で規定する要件に該当する者 4 その他市長が認める者		
本人の状態に関する情報	介護保険の申請 未申請・申請中・認定済(介護度) _____) 手帳の有・無 精神福祉保健手帳(1・2・3) 療育手帳(A・B・C) かかりつけ(_____ 病院)		
本人の支援にかかわる機関	地域包括支援センター(_____)ケアマネ(_____) 障がい者相談支援事業所(_____) その他(_____)※(_____)に記入または当てはまるものに○		
申請額	円	内訳	収入印紙 円 切手 円 精神鑑定 円 診断書 円 戸籍・住民票取得費用 円

交付決定の審査にあたり、申請者及び被後見人等（必要に応じ世帯員）の収入状況等を調査・確認することに同意します。また、被後見人へ必要に応じて支援を実施するため、本事業で知れた情報を、豊田市と豊田市成年後見支援センターの両者が共有することに同意します。

申請者氏名 _____ 印

被後見人等氏名 _____ 印

様式第1号裏面（第5条関係）

【添付書類チェックリスト】

（提出必須書類）

- 審判書謄本の写し
- 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
- 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し（裁判所が提出不要と判断した場合を除く）
- 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）

（申請資格1の場合）

- 生活保護受給者証（市外の方のみ）

（申請資格2の場合）

- 本人確認書類の写し（市外の方のみ）

（申請資格3、4の場合）

- 資産等がわかる書類（預金通帳（写）、預金証書（写）、有価証券（写）等）
- 所得課税証明書（市外の方のみ）

（被後見人等） 様
（申立人） 様

豊田市長 太田稔彦 印

豊田市成年後見制度利用支援事業（審判申立費用助成）（交付決定・却下）通知書

年 月 日に申請がありました助成については、次のとおり交付決定・却下しましたので通知します。

1 被後見人等

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日

2 助成金額

- (1) 収入印紙代 円
- (2) 切手代 円
- (3) 診断書作成料 円
- (4) 戸籍・住民票取得費用 円
- (5) 精神鑑定費用

合計 円

3 申請却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）

様式第3号（第6条関係）

豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）交付申請書

豊田市長 殿

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請日	年 月 日		
申請者 (後見人等)	フリガナ 氏名	印	電話番号
	住所	〒	
	申請者について	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他（ ）	

被後見人等	フリガナ 氏名		後見等の 類型	後見・保佐・補助
	住所	〒 電話番号（ ）		
	施設入所・入院の場合の 住所・施設名	〒 電話番号（ ）		

申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等受給者 3 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱で規定する要件に該当する者 4 その他市長が認める者		
本人の状態に関する情報	介護保険の申請 未申請・申請中・認定済（介護度 ）		
	手帳の有・無 精神福祉保健手帳（1・2・3）療育手帳（A・B・C） かかりつけ（ ）病院		
本人の支援にかかわる 機関	地域包括支援センター（ ）ケアマネ（ ） 障がい者相談支援事業所（ ） その他（ ）※（ ）に記入または当てはまるものに○		
申請額	円	報酬付与 対象期間	年 月 日～ 年 月 日

交付決定の審査にあたり、被後見人等の収入状況等を調査・確認することに同意します。また、被後見人へ必要に応じて支援を実施するため、本事業で知りえた情報を、豊田市と豊田市成年後見支援センターの両者が共有することに同意します。

後見人等氏名 _____ 印 _____

被後見人等氏名 _____ 印 _____

様式第3号裏面（第6条関係）

【添付書類チェックリスト】

（提出書類）

- 後見等事務報酬付与の審判書謄本の写し
- 後見等事務報告書の写し
- 財産目録等の写し

（被後見人等）

氏 名 様

（後見人等、後見監督人等）

氏 名 様

豊田市長 太田稔彦 印

豊田市成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成）（交付決定・却下）通知書

年 月 日に申請がありました助成については、次のとおり交付決定・却下しましたので通知します。

1 被後見人等

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日

2 助成金額

円

3 申請却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）

豊田市成年後見制度利用支援事業助成請求書

年 月 日

豊田市長 殿

（被後見人等）

住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった助成について、次のとおり請求します。

請求 金額				千			円
----------	--	--	--	---	--	--	---

（振込先）

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

備考

- 1 振込先については、被後見人等名義の口座又は後見人等の管理下に置かれたことが明示されている口座を記載してください。
- 2 なお、豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第3条第4項に基づく被後見人等死亡後の報酬助成の請求の場合には、後見人等又は後見監督人等名義の口座を記載してください。

豊田市成年後見制度利用支援事業資産状況等変更報告書

年 月 日

豊田市長 殿

代理人（後見人等）住所

氏名

印

本人（被後見人等）住所

氏名

このたび、被後見人等の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

変更のあった内容	事由発生年月日： 年 月 日